一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 協会 定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 協会(以下「本法人」という)と称する。(英語名は International Physics Olympiad 2022 Association と表記し、略称は IPhO2022 協会とする。)

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的・事業)

- 第3条 本法人は、国際物理オリンピック2022日本大会 英文名称: International Physics Olympiad 2022 (以下 「IPhO2022」という。)の開催を通じて、物理学及び物理教育に対する関心を高め、初等中等教育における物理教育の改革と物理分野の次世代人材の育成に寄与することを目的とする。
- 2 本法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) IPhO2022 の企画、業務運営
 - (2) 国際物理オリンピック委員会及び国内の関連機関との連絡・連携
 - (3) IPhO2022 の実施のための準備活動
 - (4) IPhO2022 の実施のための資金調達
 - (5) その他 IPhO2022 の円滑な実施の為に必要な事項

(公告方法)

第4条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 本法人には理事及び監事のほか、理事会を置く。

第2章 会 員

(社員及び会員の種別)

第6条 本法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。) 上の社員のほか、次に定義するところの会員をもって構成し、当該会員の種別は次の3種 とする。ただし、社員が会員の地位を兼ねることを妨げない。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、その事業を担うべく入会した個人又は団体。ただし、本法人の会長は次条の手続を経ずに当然に正会員となる。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本法人に功労のあった者又は学識経験者であって、理事会において名誉 会員として推挙され、当人が就任を承諾した者
- 2 本法人は会長のほか、個人である正会員のうちから副会長を若干名理事会の決議によって選定することができる。

(入社又は入会)

第7条 社員として入社、又は正会員若しくは賛助会員として入会しようとする者は、本法 人が別に定める書式により入社又は入会を申し込み、理事会の承認を受けることによって、 当該資格を得る。

(会費)

- 第8条 正会員は、本法人が別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、本法人が別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退社又は退会)

第9条 社員又は会員は、本法人が別に定める書式により退社または退会を申し出ることにより退会することができる。

(除名)

- 第10条 社員又は会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める 社員総会の特別決議によって当該社員又は会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき

(資格の喪失)

- 第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 会費の納入が継続して半年以上なされず、督促にも応じなかったとき(正会員及び替助会員に限る)。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 会員である個人が死亡したとき、又は会員である団体が解散したとき。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 社員又は会員が前 3 条の規定によりその資格を失ったときは、本法人に対する社員または会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 本法人は、正会員又は賛助会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 役員(理事、監事を指すものとする。以下同じ。)の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額又はその規程の決定
- (4) 各事業年度の決算承認
- (5) 定款の変更
- (6) 多額の借財並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が 招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決 権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、 その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の 議決権の過半数を有する社員か出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3 分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員又は会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

- 第21条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社

員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

- 第24条 本法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 会長及び、会長が理事の中から指名する者(ただし、次条第 2 項の規定に従う。)をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長その他の代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、本法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の理事の職務権限等)

第26条 会長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 会長は、自己の職務執行の状況を毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない。
- 3 会長に事故ある時は、第24条第2項において会長が指名した理事(理事会の決議によって代表理事として選定され、かつその就任を承諾した者に限る。)がその職務を代行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 理事又は監事に欠員が生じた場合には社員総会を開催して欠員を補充できる。 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員総会において特に認められた場合には、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、 賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という) として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 本法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本法人は、一般法人法上の非業務執行理事等との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第33条 当法人は、別途規程に定めるところに従い、名誉会長及び顧問を置くことができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 会費及び寄付金に関するものその他の規程及び規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
 - (3) 前各号に定めるもののほか本法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及びその他の代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 重要な使用人の選任及び解任
 - (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 第32条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。ただし、第26条第2項に掲げる事項にかかる理事会については、次の各号の一に該当しない場合においても開催しなければならない。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の 請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をし た理事が招集したとき。

- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日 以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知 を発しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び出席した監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において 定める理事会規則による。

第6章 基金等

(基金への拠出)

第44条 本法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法に定めるところに従い基金への拠 出を求めることができるものとする。

(寄付金)

第45条 前条のほか、本法人は社員、会員又は第三者から寄付金を募集することができる。 寄付金に関する事項は、別途規程に定めるところによる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本法人の事業計画書、収支予算書等書類については、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

- 第48条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所(従たる事務所を設置した場合は、主たる事務所及び従たる事務所)に備え置くことに加え、社員名簿も主たる事務所に備え置く。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3 分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 本法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、 社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる 多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公 益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 2本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第52条 本法人の設立初年度の事業年度は、本法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第53条 本法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 小林 誠 設立時代表理事 家 泰弘 設立時理事 小林 誠 設立時理事 家 泰弘 設立時理事 早野 龍五 榊 裕之 設立時理事 千葉 順成 設立時理事 設立時理事 遠山 貴巳 設立時理事 本間 芳和 設立時監事有山 正孝設立時監事宮嶌 和男

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。 設立時社員

1 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏名 小林 誠

2 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏名 家 泰弘

(設立時の本店所在場所)

第55条 本法人の設立時の主たる事務所を、次のとおり置く。 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地 東京理科大学内

(法令への準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人国際物理オリンピック 2022 協会設立のため、設立時社員各位の定款作成代理人である司法書士法人星野合同事務所(代表社員 星野大記)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年4月5日

設立時社員 小林 誠 設立時社員 家 泰弘

上記設立時社員の定款作成代理人 東京都中央区日本橋本石町三丁目 3 番 16 号 司法書士法人星野合同事務所 代表社員 星 野 大 記